

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"> 設計業務委託契約書 調査業務委託契約書 測量・調査等業務委託契約書 測量・調査等業務委託契約書（地質調査・敷地測量等） </p> <p>(略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第49条 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"> 設計業務委託契約書 調査業務委託契約書 測量・調査等業務委託契約書 測量・調査等業務委託契約書（地質調査・敷地測量等） </p> <p>(略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第49条 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第43条、第44条又は第44条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第51条の2（略）</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の</p>	<p>により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第43条、第44条又は第44条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第51条の2（略）</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の</p>

改正後	改正前
<p>賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第53条～第54条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>以下（略）</p> <p style="text-align: center;">設計業務委託契約書（建築設計業務）</p> <p>（略）</p> <p>（前金払）</p>	<p>賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第53条～第54条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>以下（略）</p> <p style="text-align: center;">設計業務委託契約書（建築設計業務）</p> <p>（略）</p> <p>（前金払）</p>

改正後	改正前
<p>第30条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第31条～第44条（略）</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第45条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第30条の規定による前払金があったときは、受注者は、第38条、第39条、第39条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第33条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第37条、第41条又は第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第30条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第33条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第38条、第39条、第39条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第37条、第41条又は第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>第30条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第31条～第44条（略）</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第45条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第30条の規定による前払金があったときは、受注者は、第38条、第39条、第39条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第33条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、第37条、第41条又は第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第30条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第33条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第38条、第39条、第39条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、第37条、第41条又は第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第38条、第39条又は第39条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第46条の2（略）</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第47条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第41条又は第42条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第28条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払い</p>	<p>3～5（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第38条、第39条又は第39条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第46条の2（略）</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第47条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第41条又は第42条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第28条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>

改正後	改正前
<p>を発注者に請求することができる。</p> <p>第48条～第49条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第50条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>以下（略）</p> <p style="text-align: center;">発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務 委託契約書</p> <p>（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第35条、第36条又は第36条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から</p>	<p>第48条～第49条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第50条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>以下（略）</p> <p style="text-align: center;">発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務 委託契約書</p> <p>（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第35条、第36条又は第36条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から</p>

改正後	改正前
<p>既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）</u>を乗じて計算した額とする。</p>	<p>既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額とする。</p>
<p>6（略）</p>	<p>6（略）</p>
<p>第43条の2（略）</p>	<p>第43条の2（略）</p>
<p>（受注者の損害賠償請求等）</p>	<p>（受注者の損害賠償請求等）</p>
<p>第44条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>第44条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>
<p>一 第38条又は第39条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p>	<p>一 第38条又は第39条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p>
<p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>	<p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>
<p>2 第29条第2項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>2 第29条第2項（第30条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
<p>第45条～第46条（略）</p>	<p>第45条～第46条（略）</p>
<p>（賠償金等の徴収）</p>	<p>（賠償金等の徴収）</p>
<p>第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの<u>日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p>	<p>第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p>
<p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p>	<p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の延滞金を徴収する。</p>

改正後	改正前
<p>以下（略）</p> <p style="text-align: center;">工事管理業務委託契約書</p> <p>（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 債務不履行があるとき。</p> <p>三 第37条、第38条又は第38条の2の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額とする。</u></p> <p>6（略）</p> <p>第45条の2（略）</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会</p>	<p>以下（略）</p> <p style="text-align: center;">工事管理業務委託契約書</p> <p>（略）</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 債務不履行があるとき。</p> <p>三 第37条、第38条又は第38条の2の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額とする。</p> <p>6（略）</p> <p>第45条の2（略）</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会</p>

改正後	改正前
<p>通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第40条又は第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第29条第2項若しくは第30条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第47条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの<u>日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>以下（略）</p>	<p>通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第40条又は第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第29条第2項若しくは第30条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第47条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>以下（略）</p>